

(電子メール施行)
農 技 第 1540 号
令 和 5 年 8 月 8 日

各関係機関長 様

兵庫県病虫害防除所長

病虫害発生予察防除情報 第5号を発表します。

イネカメムシ成虫の発生がみられています。出穂しているイネの穂を吸汁・加害し、不稔や斑点米などの被害を起こす恐れがあるので適切な防除指導をお願いいたします。

令和5年度 病虫害発生予察防除情報 第5号 イネカメムシの発生と防除対策について

- 1 対象作物 イネ
- 2 害虫名 イネカメムシ
- 3 発生地域 県内全域
- 4 発生状況について
 - (1) 加西市の予察灯では昨年とほぼ同時期の7月12日に初誘殺を認め、その後も継続して誘殺されている。
 - (2) 阪神、播磨、および丹波地域において7月上中旬にイネカメムシ越冬世代成虫の水田内への侵入が確認されており、好適な越冬環境の周辺圃場では、出穂前の水田において100頭(10回振り)を超える成虫の発生が見られている。
 - (3) 7月下旬の県内全域調査では、発生圃場率が25%であった(44圃場中11圃場)。出穂が始まっている圃場においては成虫が穂を加害する様子や次世代幼虫の発生が確認され(写真1、2)、今後出穂期を迎えるほ場においても不稔や斑点米等の被害発生が予想される(写真3)。
- 5 防除対策について
 - (1) 周辺より出穂期が早い圃場では、集中して被害を受けやすい。またそのような圃場の隣接圃場では出穂が遅い場合も被害を受けやすいため、適切な防除を行うこと。
 - (2) 本種は出穂直後から穂を加害して不稔穂を発生させるなど収量への影響が大きい。ため、圃場内に発生が見られる場合は薬剤防除を検討する。なお、粒剤を施用する場合、効果が得られるまでに日数がかかることを考慮すること。
 - (3) 本種の他にミナミアオカメムシやホソハリカメムシなど大型のカメムシ類の発生も見られるため、今後の発生状況に注意するとともに適切な防除を行うこと。
 - (4) 薬剤散布を行う場合、病虫害・雑草防除指導指針(兵庫県農薬情報システム)等を参考に薬剤を選定し、農薬使用基準を遵守する。
(<https://www.nouyaku-sys.com/nouyaku/user/top/hyogo>)



写真1 出穂直後の穂を加害するイネカメムシ成虫（本年）



写真2 イネカメムシ幼虫の発生（本年）

左：ふ化直後の幼虫、右：ふ化数日後の若齢幼虫



写真3 イネカメムシ加害による不稔穂（青立ち）

左：収穫期を過ぎても直立したままの不稔穂

右：出穂期が早い水田（左）からイネカメムシの侵入を受けて不稔被害が発生した出穂期が遅い水田の様子（← は被害か所と健全か所の境目）

*この情報は、兵庫県立農林水産技術総合センターホームページに掲載しています。
(<https://bojo.hyogo-nourinsuisangc.jp/>)

問い合わせ先 兵庫県病害虫防除所 0790-47-1222